

上下水道料金の軽減制度について

次の①～⑤のどれかに該当する方は、上・下水道料金が軽減される場合がありますので、市土木水道課まで問い合わせください。

- ① 生活保護法による被保護世帯
- ② 世帯主が「身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けた方」または「知的障害者の療育手帳（A判定）を受けた方」または「精神障害者保健福祉手帳（1・2級）の交付を受けた方」で市民税が非課税または均等割課税だけの世帯
- ③ ひとり親家庭で、福祉事務所の母子（寡婦）世帯原簿などに登録され、市民税が非課税または均等割課税だけの世帯
- ④ 要介護度4または5の認定を受けた67歳以上の高齢者を、自宅で日常生活の介護をしている世帯
- ⑤ 「70歳以上の単身世帯」または「70歳以上の方がいる世帯で、同居する親族が65歳以上の方々のみの世帯」で、市民税が非課税の世帯

水道料金、引越し手続きなどの問い合わせ

お客様センター窓口（市役所1階 土木水道課隣）
ゆうぱり麗水（れいすい）株式会社 ☎53-2011

その他の問い合わせ先

市土木水道課 ☎52-3152